

本別町人事行政の運営等の状況の公表

本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年3月24日条例第19号)の規定に基づき、本別町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成20年9月29日

本別町長 高橋正夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況(平成19年度:H19. 4. 1~H20. 3. 31) (単位:人)

区分	大学卒		短大卒		高校卒		計	うち試験採用
	大学卒	うち試験採用	短大卒	うち試験採用	高校卒	うち試験採用		
一般事務職					1	1	1	1
医師	1						1	
医療技術職			1				1	
看護職			4	4			4	4
計	1	0	5	4	1	1	7	5

(2) 職員の退職の状況(平成19年度:H19. 4. 1~H20. 3. 31) (単位:人)

区分	定年	勸奨	自己都合	分限免職	懲戒免職	死亡	その他	計
一般事務職	6							6
技能労務職	4							4
福祉職	1							1
医師								
医療技術職								
看護職			5					5
計	11	0	5	0	0	0	0	16

(3) 部門別職員数、職員数の増減の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	41	41	0	・経理業務の電算化による会計部門の縮小(△1) ・自動車運転業務職員の定年退職による欠員不補充(△2) ・管財業務の縮小による職員の減(△1) ・第5次総合計画策定による業務増(1) ・ちほく高原鉄道廃止による譲与財産処理のための業務増(1) ・ごみ収集業務の民間委託による職員の異動による増(2)
	税務	8	8	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	15	15	0	
	商工	4	2	-2	・観光業務の縮小による職員の減(△1) ・商工会派遣職員の定年退職による減(△1)
	土木	9	8	-1	・土木業務の縮小による職員の減(△1)
	民生	42	40	-2	・高齢者福祉業務の縮小による職員の減(△1) ・老人ホーム職員定年退職者の欠員不補充(△1)
	衛生	16	8	-8	・ごみ収集業務の民間委託による職員の減(△5) ・健康管理センター職員定年退職者の欠員不補充(△1) ・後期高齢者医療広域連合派遣による減(△1) ・国保会計への異動による職員の減(△1)
	計	139	126	-13	
教育部門	28	26	-2	・公民館業務の縮小による職員の減(△1) ・学校職員の定年退職による減(△1)	
消防部門	0	0	0		
小計	167	152	-15		
公営企業計等部門	病院	78	79	1	・看護助手の定年退職による減(△1) ・内科医師、外科医師の補充による職員の増(2)
	水道	7	7	0	
	下水道	2	3	1	・下水道業務の拡大による職員の増(1)
	その他	38	41	3	・国保会計への異動による職員の増(1) ・介護サービス事業特別会計の欠員補充(1) ・後期高齢者医療広域連合派遣による増(1)
小計	125	130	5		
合計	292	282	-10		
	[288]	[288]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 ※平成19年度の合計の人数のうち35人、平成20年度の合計の人数のうち33人は定数外臨時職員である。

(4) 一般行政職の職級別職員数(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	前年度(平成19年4月1日現在)	
				職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補	3人	2.8%	5人	4.4%
2 級	主事、技師	8人	7.4%	8人	7.1%
3 級	主査、副主査、主任	40人	37.0%	41人	36.3%
4 級	主査、副主査	30人	27.8%	33人	29.2%
5 級	課長、室長、課長補佐	15人	13.9%	12人	10.6%
6 級	課長、室長	12人	11.1%	14人	12.4%
合 計		108人	100.0%	113人	100.0%

- (注) 1 本別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成19年度より6級制に移行。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)(平成19年度)

区 分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
		千円	千円	千円	%	%
19年度	8,615 人	7,260,012	78,786	1,429,990	19.7	20.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)(平成19年度)

区 分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
		千円	千円	千円	千円	千円
19年度	150 人	608,270	121,772	235,708	965,750	6,438

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	大学卒	333,300 円 43.2 歳
	短大卒	325,800 円 43.5 歳
	高校卒	343,100 円 44.9 歳
	中学卒	326,800 円 45.3 歳
	全平均	337,900 円 44.2 歳

② 技能労務職

区 分	平均給料月額	平均年齢
技能労務職	大学卒	- 円 - 歳
	短大卒	- 円 - 歳
	高校卒	350,200 円 48.2 歳
	中学卒	375,200 円 51.9 歳
	全平均	354,200 円 48.8 歳

- (注) 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(3)-1 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		本 別 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	168,756 円	180,516 円	172,200 円	184,200 円
	高 校 卒	137,298 円	145,530 円	140,100 円	148,500 円
技能労務職	高 校 卒	137,298 円	145,530 円	-	-
	中 学 卒	115,248 円	122,892 円	-	-

- (注) 平成20年度の職員給料は本町独自に2%の減額をしています。

(4) 職員の学歴別・経験年数別平均給料月額状況(平成20年4月1日現在)

① 一般行政職

区分		経験年数					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
一般行政職	大学卒	272,000 円	313,700 円	382,500 円	406,500 円	414,800 円	440,600 円
	短大卒	253,400 円	274,200 円	333,300 円	373,400 円	415,700 円	407,000 円
	高校卒	229,500 円	278,300 円	328,300 円	379,300 円	394,700 円	419,400 円
	中学卒	- 円	- 円	274,000 円	306,000 円	- 円	400,300 円
	全平均	253,400 円	282,400 円	340,600 円	384,200 円	402,400 円	418,900 円

② 技能労務職

区分		経験年数					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
技能労務職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	249,500 円	323,200 円	362,100 円	387,600 円	402,000 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	373,400 円	378,800 円
	全平均	- 円	249,500 円	323,200 円	362,100 円	381,900 円	394,300 円

(5) 職員に対する手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

本 別 町	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,477 千円	-
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・本町は未支給	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

本 別 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%) 1人当たり平均支給額 14,763 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
(該当なし)	%	人	%
	%	人	%

④ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)(決算は普通会計)

区 分		全 職 種	
支給実績(平成19年度決算)		793 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		88,100 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		6.0 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
往診手当	医師、看護師、准看護師	患者の依頼による往診	医師1回往診料の100分の10、 看護師1回往診料の100分の2
手術手当	医師、看護師、准看護師	手術、手術の補助	○800点以上2000点未満 ⇒ 医師:手術料の100分の5、看護師:手術料の100分の1 ○2000点以上 ⇒ 医師:手術料の100分の15、看護師:手術料の100分の2
麻薬管理手当	麻薬を管理する職員(薬剤師)	麻薬管理業務	月額 3,900円以内
放射線等業務手当	放射線技師、看護師、准看護師	放射線又は診療エックス線業務	放射線技師:月額 3,900円以内、 看護師:1件 100円
病理細菌検査業務手当	臨床検査技師	病理試験、細菌等の検査業務	月額 3,900円以内
人工透析装置操作等業務手当	臨床工学技士	人工透析装置の操作、保守点検等業務	月額 3,900円以内
夜間看護業務手当	看護師、准看護師	深夜(22時～5時)の患者看護業務	勤務1回 6,800円
医学研修手当	医師	医学研修	院長 512,000円、 副院長 410,000円、 医長 360,000円
滞納処分従事手当	税務課職員	外勤、出張による町税の滞納処分	1日 500円
野犬掃とう等危険手当	従事職員	野犬掃とう及びはちの駆除	1日 500円
養護業務手当	介護士、看護師、准看護師、生活相談員	養護老人ホームの養護業務	介護士 月額10,400円、 看護師 月額2,500円、 生活相談員 月額10,400円
特別養護業務手当	介護士、看護師、准看護師、生活相談員	特別養護老人ホームの養護業務	介護士 月額28,500円、 看護師 月額15,500円、 生活相談員 月額15,500円

⑤ 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(平成19年度決算)	42,037 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	342 千円
支給実績(平成18年度決算)	43,744 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	300 千円

⑥その他の手当(平成20年4月1日現在)(普通会計)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族たる子及び父母等1人につき 6,500円 職員に配偶者がいない場合1人11,000円 扶養親族たる子15歳から22歳まで 5,000円加算	同じ		21,603 千円	229,819 円
住居手当	{借家} 月額16,000円以下の家賃→家賃の月額-5,500円 月額16,000円を超える家賃→(家賃の月額-16,000円)の2分の1(2分の1限度額9,500円)を10,500円に加算 {持家} 月額15,000円以内(新築10年間2,000円加算) 新築20年経過以降 月額10,000円以内	異なる	国の制度{借家}借家限度額27,000円 {持家}新築5年間2,500円	21,325 千円	179,202 円
通勤手当	{交通機関利用} 月額限度額 50,000円 {交通用具利用} 片道 5km未満 2,000円 5km以上~10km未満 4,100円 10km以上~15km未満 6,500円 15km以上~20km未満 8,900円 20km以上 11,300円	異なる	国の制度{交通機関利用} 55,000円 {交通用具利用} 20km以上60kmまで5km刻みで支給額を設定	2,375 千円	52,778 円
管理職手当	12% 院長、副院長、医長 10% 課長、室長、事務局長 9% 主幹 8% 課長補佐、次長	異なる	国の制度 課長職 12% 課長補佐職 10%	11,956 千円	442,815 円
夜勤手当	25%増し	同じ		183 千円	45,750 円
宿直手当	1回4,200円	同じ		1,525 千円	127,083 円
寒冷地手当	{世帯主}扶養親族のある職員 131,900円 扶養親族のない職員 72,900円 {その他の職員} 51,700円 ※経過措置により減額中	同じ		15,957 千円	106,380 円

(6)特別職等の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	給 料 又 は 報 酬 の 月 額	期 末 手 当 の 支 給 割 合
給 料	町 長 747,000 円	6月 2.1月分
	副 町 長 616,000 円	12月 2.3月分 合計 4.4月分
	教 育 長 562,000 円	加算措置 : 当分の間支給停止
報 酬	議 長 292,000 円	6月 2.1月分
	副 議 長 230,000 円	12月 2.3月分 合計 4.4月分
	議 員 185,000 円	加算措置 : 当分の間支給停止
寒 冷 地 手 当	(算定方式)	(支給時期)
	町 長 一般職と同	11月~3月(5ヵ月支給)
	副 町 長 一般職と同	11月~3月(5ヵ月支給)
教 育 長 一般職と同	11月~3月(5ヵ月支給)	
退 職 手 当	(算定方式)	(支給時期)
	町 長 給料月額(747,000円)×21.252月	任期満了時(4年)
	副 町 長 給料月額(616,000円)×13.420月	任期満了時(4年)
教 育 長 給料月額(562,000円)×11.748月	任期満了時(4年)	

(7)職員の給与の削減のための特例措置の状況(平成20年4月1日現在)

削 減 項 目	削 減 内 容	削減額(普通会計予算)
給 料	給料月額を一律2%削減	40,756 千円
管 理 職 手 当 等	給料月額2%削減による減	
期 末 ・ 勤 勉 手 当	役職加算を当分の間支給停止	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成20年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	週休日
40時間00分	8時30分	17時30分	12時～13時	土曜日・日曜日

(注)1 表中「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。

2 保育所、老人ホーム、国保病院等、役場庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態となる場合がある。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
9,607日	2,664日	245人	10.9日	27.7%

(注)1 表中「全対象職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した一般職員の合計数とし当該期間の中途に採用された職員、退職した職員、当該期間中に育児休業等の事由がある職員を除く。

2 表中「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。

(3) 職員の時間外勤務の状況(平成19年度実績)(普通会計)

月 別	時間外勤務時間数(時間)
4月	2,230
5月	1,589
6月	1,537
7月	2,091
8月	1,242
9月	1,557
10月	1,020
11月	1,235
12月	1,759
1月	1,031
2月	1,401
3月	1,483
合 計	18,175
職員1人当たり年間平均	147.8

(注)1 表中「時間外勤務時間数」は、当該年度中において職員が実際に行った時間外勤務の当該時間の月別合計である。

2 表中「職員1人当たり年間平均」は、時間外勤務時間数の合計を当該年度末に在職する時間外勤務手当支給対象職員数で除して平均したものである。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数(平成19年度)

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び同条第2項第1号	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制・定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第27条第2項	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	第28条第3項	0	0	0	0
合 計		0	0	1	1

(注)職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数(平成19年度)

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0

(注)職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員の服務の状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数(平成19年度)

区 分	申 請 件 数	許 可 件 数
営利企業等の従事の許可申請	1	1

(注) 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況(平成19年度)

研修の名称(派遣先等)	研 修 の 内 容	対 象 者	実施回数	受講者数
北海道後期高齢者医療広域連合派遣研修	後期高齢者医療実務研修		2年間	1人
自治大学校「第2部課程150期」研修	政策法務重点コース		10～12月	1人
北海道市町村職員研修センター	税務事務(基礎)研修	実務経験2年未満の税務事務担当職員	1回	1人
北海道市町村職員研修センター	地方自治法研修	採用後4年以上	1回	1人
十勝管内町村新規採用職員基礎研修	町村新規採用職員研修	新規採用職員	1回	1人
十勝管内町村中級職員研修	町村中級職員研修	採用5年目職員	1回	4人
職場内研修	「メタボリック症候群を考える」研修	全職員	1回	38人
職場内研修	「役場職員のメンタルヘルス」研修	全職員	1回	52人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況(平成19年度)

該当なし。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況(平成19年度)

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	総合健診の実施(40歳以上毎年、30歳以上隔年) 定期健康診断の実施(上記以外の職員全員) 振動病検査の実施
職員の元気回復に関すること	未実施	
その他職員の厚生に関すること	未実施	

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

(2) 職員の公務災害補償の状況(平成19年度)

① 公務災害

受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
5	5	0	0

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員(嘱託職員を含む)の公務災害補償の状況である。

② 通勤災害

受理件数	認 定 件 数		取り下げ件数
	通勤災害該当	通勤災害非該当	
0	0	0	0

(注) ①と同

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数(平成19年度)

区 分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	措置要求に係る処理件数		年度末現在未処理件数
				前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	
給 与	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求をした場合も職員1人をもって1件としている。

また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求をした場合は、それぞれを1件としている。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 不利益処分に関する不服申立ての件数(平成19年度)

区 分	前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	不服申立てに係る処理件数		年度末現在未処理件数
				前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。